

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																							
事 業 名	急傾斜地崩壊対策事業																																						
地 区 名	広畠区域（仮称）																																						
事業箇所	豊田市矢並町地内																																						
事業のあらまし	当該区域豊田市の南部に位置し、保全対象として人家 12 戸を有し、平成 23 年 3 月に土砂災害特別警戒区域に指定を受けている急傾斜地崩壊危険箇所である。がけ高 17m 勾配 37° の急傾斜地であり、地元住民からの急傾斜地崩壊対策事業への強い要望に対応することを目的とする。																																						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家 12 戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし。 																																						
事 業 費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.80 億円</td><td>■工事費 1.70 億円、■用補費 0.02 億円、■その他 0.08 億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	1.80 億円	■工事費 1.70 億円、■用補費 0.02 億円、■その他 0.08 億円																																		
事業費	内訳																																						
1.80 億円	■工事費 1.70 億円、■用補費 0.02 億円、■その他 0.08 億円																																						
事業期間	採択予定年度 平成 29 年度 着工予定年度 平成 30 年度 完成予定年度 平成 34 年度																																						
事業内容	急傾斜地崩壊防止施設工（擁壁工等） L=170m																																						
II 評価																																							
① 事業の必要性	<p>1) 必要性 斜面の風化が激しく、豪雨等により斜面崩壊が発生した際には甚大な被害が発生する恐があるため、早急に急傾斜地崩壊防止工事を行い、保全対象を保護する必要がある。 ※費用便益分析マニュアル（急傾斜）に基づき算定したB／Cは、1.73で1.0を越えている。</p>																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>判定</th><th>A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>【理由】急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。</td></tr> </tbody> </table>	判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。		【理由】急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。																																		
判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																						
	【理由】急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。																																						
② 事業の実効性	<p>1) 事業計画</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td><td>H33</td><td>H34</td></tr> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td><td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td>←</td><td></td><td>→</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td>←</td><td></td><td>→</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・擁壁工</td><td>←</td><td></td><td>→</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（億円）</td><td colspan="5">1.80</td></tr> </table> <p>2) 地元の合意形成 地域住民から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に強いため、合意形成が図れていると判断する。</p>			H30	H31	H32	H33	H34	工種区分	調査・設計	↔					用地補償	←		→			工事	←		→			・擁壁工	←		→			事業費（億円）	1.80				
		H30	H31	H32	H33	H34																																	
工種区分	調査・設計	↔																																					
	用地補償	←		→																																			
	工事	←		→																																			
	・擁壁工	←		→																																			
事業費（億円）	1.80																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>判定</th><th>A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。</td></tr> </tbody> </table>	判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。		【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																		
判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																						
	【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																						
III 対応方針																																							
妥 当 で あ る	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																							
■対象（事業完了後 5 年目） □対象外	<p>【事業完了後 5 年を越えて実施する理由・対象外の理由】 事業効果を確認および評価し、改善措置の有無を確認するため。</p> <p>【主な評価内容】 急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。</p>																																						